

野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館の 管理に関する年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と野田TRCグループ（以下「乙」という。）とは、平成28年11月22日に、野田市立南図書館、野田市立北図書館、野田市南コミュニティ会館及び野田市北コミュニティ会館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和2年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 乙は、毎月、本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙が甲に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 破損及び修繕の実施状況
- (3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること）
- (4) 使用料及び利用料金収入の状況

3 甲は、乙から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

4 乙は、報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して指定管理料の支払を請求するものとする。

（令和2年度の指定管理料）

第4条 甲は、乙に対して本業務の実施の対価として、基本額 金92,477,903円（消費税及び地方消費税を含む）及び修繕費を支払うものとする。

内訳

南・北図書館 55,551,759円

南・北コミュニティ会館 36,926,144円

2 前項の指定管理料の支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	7,706,494円
5月	7,706,494円
6月	7,706,494円
7月	7,706,494円
8月	7,706,494円
9月	7,706,494円
10月	7,706,494円
11月	7,706,494円
12月	7,706,494円
1月	7,706,494円

2月	7, 706, 494円
3月	7, 706, 469円

- 3 第1項の修繕費は、金2, 386, 000円を4月期に支払い、実績に応じて年度末に精算するものとする。
- 4 甲は、第3条第4項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。
- 5 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

（市長が定める賃金の最低額）

第5条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和2年度のコミュニティ会館業務に従事する者及び清掃業務に従事する者に係る市長が定める賃金の最低額は978円とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（自主事業の承認）

第7条 甲は、乙から提出された令和2年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 東京都文京区大塚三丁目1番1号
野田TRCグループ
共同事業体の代表者
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史